

飯能市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年3月21日

飯能市監査委員 森 健 二

同 加 涌 弘 貴

1 監査の対象部署
市民生活部市民課

2 監査の実施日
令和6年1月16日

3 監査事項
支援措置の申出時の取扱いについて

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた概要調書を精査するとともに、関係職員から事務の執行状況などについて説明を聴取し、事務が適正かつ効率的に行われているか否かについて監査した。

なお、本監査は飯能市監査委員監査基準に準拠して実施した。

5 監査の経緯及び結果

本監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第199条第2項に基づき、監査委員が必要と認めるときに自治体の事務の執行について監査ができる行政監査である。本監査における支援措置とは、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票の写し等の交付」、「戸籍の附票の写しの交付」について、不当な目的によって利用されることを防止する措置である。

本監査を行った経緯として、市民生活部市民課（以下「市民課」という。）において、令和5年7月に支援措置申出者の個人情報漏えい（以下「本事案」という。）が発覚したことから極めて重大性が高く、適正に事務が執行されているかを確認するため実施した。

本事案の概要だが、本市から転出し、他の自治体で支援措置申出を行っていた者が、戸籍の附票の写しをコンビニ交付により夫に取得されてしまい、支援措置申出者自身の現住所を知られてしまったというものである。その原因は、職員が戸籍システムにおいて附票に新たな住所を入力する異動処理を行う際に、本来実行しなければならないシステム上の事務処理を行わず、確認を怠ったことであった。

市民課では再発防止に向けた対策として、全ての支援措置申出者に関する個人情報の総点検、また戸籍システムの運用方法を見直し、職員が集中して事務を行うことができる環境を整備するとともに、マニュアルの改定や必ず複数人で確認するチェック体制を徹底した。

市民課から概要調書の提出、説明の聴取等を行ったところ、本事案の原因となったことは改善されており、その後は適正に執行されていると認められた。支援措置制度が始まった当初は、配偶者からの暴力（DV）による被害者の支援が主となっていたが、制度改正により多くの人に認知され、児童、障害者、高齢者の虐待被害者

等からの申出も増え、支援措置申出者数が大幅に増加している。市民課も様々な状況を想定しながら業務に当たっているところではあるが、現状で満足するのではなく、どの業務においても常に改善の余地はあることから、その時々で最善策を講じるよう努めてもらいたい。一例として支援措置申出者に係る個人情報の総点検については、適宜実施するのではなく、定期的にも実施することも必要になってくるだろう。

また、今後全国的に自治体情報システムの標準化が予定されていることから、現行のシステムから移行する際には、適切に対応できるよう入念に準備を進めていただきたい。

市民課においては、本事案を重く受け止め、ヒューマンエラーが人命に関わる事態になり得るという認識を課内で共有し、継続的に伝えてほしい。そして、市民課ではそのほかにも膨大な個人情報を管理していることから、引き続き全ての業務に十分注意を払いつつリスクヘッジを図り、支援措置情報を共有する庁内関係部署の先頭に立ち、「市役所の顔」として市民サービスの向上に資することを期待する。